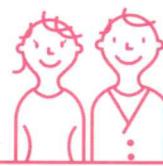


「慰安婦」問題とジェンダー平等ニュース



第7号 2011年11月10日発行



発行：「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール テ 113-0021 東京都文京区本駒込 6-14-8-205 吉川気付 電話&FAX 03-3941-4838

第4回ゼミナール開催

2011年9月19日

女性の労働格差と貧困は「慰安婦」問題の未解決と深くつながっている



文京シビックセンター内のシルバーホールで開かれた第4回ゼミナールは帯広、福岡、名古屋など遠方からの方も含めて参加55名で開催。

同時刻、千駄ヶ谷の明治公園では「さようなら原発集会」が開かれ6万人が集結。最寄駅の千駄ヶ谷駅構内から出るのに30分もかかったという前代未聞の人出。その集会に出たいけれど、このゼミの方を選らんだという「慰安婦」問題に並々ならぬ熱意をもたれた方たちに頭が下がりました。

ゼミに先立つ世話人会では、8月に韓国憲法裁判所が韓国政府に「慰安婦」の賠償請求権に関する政府の外交努力を促す判断を下したことに対して、当ゼミとしても行動を起こすべきという提案がされ、参加者の皆さんにはかることに。急遽、総理大臣あてに“この裁判所の決定を真摯にうけとめ、韓国と誠実に交渉し被害者全員について根本解決をはかるように”との要請書をつくり、参加のみなさんの賛同をうけ後日提出しました。

ゼミでは橋本佳子弁護士から「女性の貧困と女性への暴力」、鈴木裕子さんから「『慰安婦』問題の歴史的背景」という講演をしていただきました。それぞれ、改めてあらゆる場面での女性差別の撤廃の必要性、「慰安婦」問題が女性の人権がないがしろにされ、それを許してきた女性自身の問題であるという結論でした。女性と暴力の根深い歴史を再認識、女性の労働と貧困の根本を理解できたなどの感想を頂きました。 ※講演内容の詳細については別紙資料をごらん下さい。

韓国憲法裁判所の決定を「慰安婦」問題解決への手がかりに

副代表世話人 大森典子

韓国憲法裁判所は今年8月30日、韓国政府に対して「慰安婦」とされた女性たちの権利を守るために日本政府に対して請求権協定{日韓基本条約締結に際して締結された協定}に基づく紛争解決の手続きをとっていないことは、韓国憲法上違憲である、とする決定を出しました。

そして韓国政府は、この決定を受けて9月15日、正式に日本政府に対して、被害者の賠償請求権について交渉を開始するよう申し入れました。さらに国連総会でもこの問題を指摘して日本政府の善処を求め、外相会談でもこの問題の解決を求めるなど、従来にない強い姿勢で日本政府の対応を求めています。

日本政府は従来、この問題は1965年の日韓基本条約締結の際に韓国政府が請求権を放棄したので、すでに解決済みとする態度をとっていました。しかし今回、韓国政府からの新たな交渉申し入れによって、改めてこの問題を根本的に解決する必要性が明らかになったといえます。

このような韓国での状況を踏まえて、日韓両国の市民は日本政府に対して勿論交渉に応ずるとともに、すでに高齢になって訃報が相次ぐこの時期に、「慰安婦」問題の最終的な解決を今こそ図るよう運動を強めています。特に今年は金学順さんが名乗り出てから20年目、そして毎週水曜日に行われている水曜デモの1000回目が12月14日に来ます。今年こそその思いを共通にこれからが山場です。

用語解説

① 「慰安婦」とは

日本政府と軍はアジア太平洋戦争中に当時の広大な侵略地・支配地に「慰安所」(レイプ・センター「強姦所」=国連)を作り日本本土だけではなく占領地や植民地の女性たちを強制的に連行、あるいは騙して日本軍将兵の性欲処理の道具とした。彼女たちを日本では「慰安婦」と「」付きでよんでいるが国連の文書では性奴隸とされている。

こころ重いフィリピンへの旅

代表世話人 吉川春子

9月に太平洋戦争で激戦地だったフィリピンに日本侵略の後を訪ねた。51万人の日本兵が戦死し、フィリピン人民を100万人以上殺した。マニラ市に近いサンチャゴ要塞には1945年地下牢で餓死したフィリピンと米兵の600人の墓があり「日本の残虐行為の記憶はフィリピン人民の心と頭脳に永久に生き続けるだろう」と記されている。コレヒドール島でも日本の空爆で廃墟と化した兵舎の残骸がいくつもそのまま残されている。

9月22日マニラ市にある「慰安婦」被害者の“ロラ・ハウス”を訪問し8人からつらい体験を聞いた。



ロラ・ハウスで



数ヵ国の刑死者の合同の墓



サンチャゴ要塞の碑

日本は「慰安婦」問題にいつまでもうかむりしているつもりか、鋭く問われている

ピラール・プリヤースさん 84歳

1943年レジスタンスのキャンプのあるビレッジに、日本人が「ゲリラがいるか」と頻繁に来た。私の父親は団地のリーダーだった。村から出てゆけといわれ出た。日本兵は住民たちにたばこの火を押しつけて、ナイフで切りつけた。ピラールさんと叔母さんを後ろ手に縛り付けて2人の日本兵からレイプされた。毎日、日本人が自分たちをレイプするために来た。日本軍がビレッジの家を焼き払った。日本人女性3人と私を紐で結びつけパラバ山の山中につれて行って野外の草の上で一晩中6人にレイプされた。昼は日本人の着衣を川で洗濯した。2ヶ月間昼も夜もレイプされた。1944年飛行機から「降伏せよ」と書いてある白い紙が降って来た。日本が降伏して自分の村に帰った。母は自分が死んだと思って泣いていた。日本政府に謝ってほしい。84歳なのでお金をください、早く助けてください。

ブリヤーマさん 83歳

マニラに住んでいて食べ物を買いに行く途中、3人の男が無理やり車に押し込み、蹴飛ばしたり、こん棒でついた。周りに人がいたがピストル持つ男が怖くて誰も助けてくれなかった。軍人が特別の部屋に連れて行き、蹴飛ばしたり殴ったりした。3ヶ月ずっとレイプされた。午前中は洗濯・掃除をした。私は走ってバッシング・リバーに行き川へジャンプして泳いだ。軍人たちが追いかけた。足に怪我をしていたが一生懸命泳いだ。自分は結婚したいと思った。いろんな男性が私を口説いたが恐ろしくてなかなか結婚しなかった。1人の熱心な男がいて結婚した。1992年マリア・ロサ・ヘンソンが「慰安婦」と名乗りを上げ自分も日本の謝罪を求める運動に参加した。将来に希望持っている。

副代表世話人 水野磯子

希望の灯 でっかく燃やそう!

第10回日本軍「慰安婦」問題の解決のためのアジア連帯会議に参加して

昨年は、日韓併合100年。今年は日本軍「慰安婦」問題の解決にむけ、ソウルの日本大使館前の水曜行動が12月14日には1000回をむかえます。

8月12~15日、ソウル市韓国教会百周年記念館において、第10回アジア連帯会議が開催されました。テーマは、アジア連帯20年の活動と今後の進路—記憶、教育、そして連帯—韓国ではじめて金学順さんが、元「慰安婦」被害者であると実名で名乗りを上げた1991年8月14日、その日から今年は20年目です。

会議には東チモール、フィリピン、タイ、台湾、日本、韓国などアジア諸国、アメリカ、カナダ、ドイツなど世界各地から約150名の参加、朝鮮民主共和国は文書参加。日本からは75名が参加しました。8月というのに、ソウルは細い雨の毎日で傘は手放せませんでした。

13日の会議では、吉川春子さん(元参議院議員、「会」代表世話人)は、立法解決への活動の経過と課題を報告。民主党、共産党、社民党の3党法案が、2001年から8回提案されたにもかかわらず8回廃案。民主党への政権交代後は法案の動きはありません。日本軍「慰安婦」問題は人権の問題であり、DV、セクハラと根っこは一つ、若い世代へ伝える課題であることを力づよく訴えました。

また渡辺美奈さんは、1000回水曜行動をグローバルキャンペーンとして、世界連帯で展開してはどうかと呼びかけました。

第10回アジア連帯会議が解決にむけて大きく歩みだしていることを、強くうけとめた会議参加でした。

なお、愛知では、12月11日、「愛知日本軍「慰安婦」問題の解決をすすめる会」の結成、そしてその日、12・14水曜行動グローバルアクションの呼びかけに応えて、名古屋の「栄」で市民に大きく呼びかける予定です。



敗戦後の日本で見た占領軍のための「慰安所」

多摩市 松田佳子さんからの手紙

「毎回のゼミが待たれてなりません。参加することで学ぶ機会が得られ、嬉しく思っています。第1回ゼミのとき、吉川さんの報告で初めて日本人慰安婦のことを知りました。私は小学校3年の時の記憶が蘇り、もしかしたらあの時のことがそうだったのかと思いました。(福岡市に住んでいるとき)近くに引揚者母子寮と称する建物があり、毎日占領軍の米兵が出入りして、子ども達は米兵が投げるチョコレートやガム欲しさに米兵に近づき、何とはなしに母子寮の中を覗いたことがあります。(中略)部屋の光景は小学校3年の子どもには理解できないものでしたが、部屋の女性たちは恐ろしい顔をして『子どもが見るんじゃない、あっちへ行け』と怒鳴りました。周辺の大人たちは知っていたようで、『こどもは2度と近づくな』と叱られたものです。(その引揚者母子寮があったのは福岡市荒戸東通り町56番地です)」

これはゼミに参加された松田さんから寄せられた手紙です。敗戦後の1945年8月18日、政府は「外国軍駐屯地における慰安施設設置に関する内務省警保局長通牒」を各県に発令し、占領軍対策の一環として国内に「慰安所」を設置しました。松田さんの見た引揚者母子寮も国内の「慰安所」の一つだった可能性があります。

ジェンダー平等ゼミナールが提出した要請文

要　請　書

平成23年(2011年)9月25日

内閣総理大臣 野田佳彦殿

「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール

代表世話人 吉川春子

副代表世話人 大森典子

副代表世話人 水野磯子

本年8月30日、韓国憲法裁判所は、韓国政府が日本国に対して、日本軍「慰安婦」被害者の賠償請求について、日韓請求権協定に基づく手続きに従って解決しようしなかったことは、違憲であるとする決定をだしました。

韓国政府は、この決定を受けて、9月15日、日本政府に対して、この問題について交渉するよう求める申し入れを行いました。

私たちは、日本軍「慰安婦」問題の解決を求め、その実態やこの問題の歴史的背景を学習してきましたが、未だ被害者に対する日本政府の真摯な謝罪と補償がなされていないことに心を痛めています。この問題について日本政府は「日韓国交正常化交渉の中で解決済み」「2国間条約で解決済み」という対応をとっていましたが、今回の韓国との申し入れを真摯に受け止め、誠実に韓国との間で交渉することを求めます。

そして すでに戦後66年も経ち、被害をうけた方々が次々に亡くなっている現状を踏まえ、日本政府が、今こそ韓国をはじめ、すべての被害者について、この問題の根本的解決をはかる具体的な施策を直ちにとるよう、求めます。

日本軍「慰安婦」問題の請願 埼玉・宮代町議会に再提出し賛成多数で採択 共産党町議団長 丸藤栄一

昨年、宮代町6月定例議会に7団体により提出された「日本軍『慰安婦』問題に対する政府の誠実な対応を求める意見書提出に関する請願」は、本会議において7対6の1票差で不採択となりました。

今回は再び、埼玉「従軍慰安婦」問題署名推進委員会の柴田広子さん(宮代町在住)の呼びかけにより、7団体が9月定例議会に請願書を提出しました。7団体の請願人が組みになって14人の全議員を粘り強く訪問して働きかけ、6人が紹介議員(前回は共産2人のみ)になってくれました。

9月9日の委員会では、4対1の賛成多数で採択され、9月28日の本会議でも9対4の賛成多数(共産2、無所属4、民主1、公明2)で採択されました。請願の採択をうけ、意見書も請願と同数で可決され、衆参両議長や首相などに送りました。

前回請願に反対し、今回賛成したある議員は「請願人の方たちは反対されても、めげずに出していくので熱心さに負けた」と本音を漏らしていました。

かつて日本軍が侵略した地域で女性たちに性行為を強制した『慰安婦』問題。韓国の憲法裁判所が8月30日、韓国政府が問題解決のための努力を怠ったことは違憲だという画期的な判決を出した直後だけに町議会での意見書の可決は大変意義深いことだと思います。

帯広市議会は不採択

2011年10月 帯広 畑中恵美子

かげながら応援してくださいました。皆さま、ありがとうございました。

慰安婦問題とジェンダー平等ゼミナールの一員として帯広市議会に意見書の採択を求める陳情を提出していました。

7月、8月、9月と市議会で総務文教委員会が開かれ、1回目の委員会には私が参考人として意見陳述しました。7人の委員のうち委員長は保守系の議員でした。6人の委員のひとりは昨年、帯広市長選挙に立候補し僅差で落選し、今年また議員に返り咲いた夕力派議員でした。彼は陳情に反対の立場で2回発言しました。玄葉外務大臣がキッパリといったあの日韓基本条約に固執する主張でした。結局3回目の委員会では起立による採択がおこなわれ、民主2、共産1の賛成3、保守系反対4で否決されました。

私は今回、あえて個人の資格で陳情し、議会に直接殴り込みにいったような格好になりましたが、それは頭の硬い議員たちの前で元慰安婦のみなさんの悔しい思いに成り代わって訴えることを目標にしていました。議会事務局も私が「慰安婦」問題をライフケークにしていることを理解してくれていて、なんとか採決にと影ながら応援してくれました。それ自体は残念ではありますが、それはひとつの経過にすぎません。その後、韓国の憲法裁判所の判決とそれに呼応する韓国政府の国連などの動き、吉川さんの地元の埼玉県宮代町の2度目の陳情で採択されたニュースなど次々に入っています。あきらめないでまた次の手を考えているところです。

第57回日本母親大会

分科会—日本軍「慰安婦」問題の解決と女性の権利—に司会者として参加

愛知・刈谷雅子

日本母親大会が「慰安婦」問題の分科会をもったのは、2009年から3回目。今年の助言者は石川康宏先生。私は司会を担当。先生の問題提起は、慰安所は、政府と日本軍が公式の方針でつくった国家的犯罪。被害女性が高齢で亡くなる中、一日も早い解決を。何故日本の社会で声にならないのか、解決のために、今を生きる主権者の問題として、私たちが学び、力をつけ解決できる政治や社会をつくる責任があるということです。

参加者は、半数近くが初めて。なぜ今「慰安婦」問題なのか、あらためて人権の問題として向き合う機会となったと発言。また、愛知、東京、北海道から九州まで運動のひろがり、積み重ねを強く感じました。自分の言葉で「慰安婦」問題を語ろうと勇気をもった分科会でした。

第5回「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナールへのお誘い

なぜ 教科書から「慰安婦」の記述が消されたのか?

熾烈になった教科書採択への介入、「君が代・日の丸」をめぐる学校現場への攻撃、「ジェンダーバックラッシュ」等の根底に「慰安婦」問題がある

今年の教科書採択で、「教育を変えれば日本が変わる」を合言葉に政治的な動きを強め、かってない採択率をとった「育鵬社の歴史・公民教科書」。その推進者である日本会議が「慰安婦」問題に深く関わっていることをご存知でしょうか?しかも一部の政治家、学者などの政治的介入がますます熾烈になってきています。第4回ゼミでは、教科書から「慰安婦」問題を消し、「ジェンダーバックラッシュ」をすすめる学校教育への攻撃の歴史と現状から、日本社会の今とこれからを考えます。

講演と報告紹介

講演 「慰安婦」問題、ジェンダーバックラッシュなど、熾烈になった教育への政治的介入

講師:井上恵美子さん フエリス女学院大学教授
民主教育研究所「ジェンダーと教育」研究委員会委員長

報告 横浜市教育委員会の政治的介入に立ち向かった
草の根の市民たちの運動と「育鵬社の公民教科書」

池田靖子さん ゼミナール世話人
民研「ジェンダーと教育」研究委員／横浜市在住

特別報告 韓国の憲法裁判所が下した
「慰安婦」問題違憲判決をめぐる日本のNGOの奮闘

大森典子さん 弁護士／ゼミナール副代表世話人

日時

2011年12月17日(土)
13:00-16:30

場所

女性センター・アイリス
渋谷区文化総合センター
大和田 8階
Tel: (03)3464-3395

交通

JR 渋谷駅西口徒歩5分
渋谷区桜丘町23-21

参加費

資料代として1000円
(学生500円)

連絡先

090-4227-7478



世話人のひとこと

木村康子

朝日新聞2面に「ニュースがわからん」という畠みのコラムがあります。このコラムはふくろう(梶)のホー先生がAという学者またはその道の識者に質問し、解説してもらうという形をとっています。

10月18日は「慰安婦問題が議論になっているのう」という見出しでホー先生が「日韓の間で戦争中の日本軍慰安婦の補償が問題になっているなあ」と質問しています。お読みになった方も多いでしょう。この日、野田総理が訪韓するのでテーマに

しています。A氏は「韓国の憲法裁判所が韓国政府の努力不足で元慰安婦の人権が侵害されており、憲法違反と決定したので、日韓外相会談などで日本に対応を求めていた」と答えています。その後ホー先生はそもそもからの質問もし、A氏は歴史的な経過も説明しているのですが、肝心な問題の本質にふれず「難しい問題じゃなあ」などと、むしろ日本政府の「解決づくり」の立場を正当化するような流れなつていて、「わからん」は解消されるどころか、ますます腹が立ってしまいました。

お知らせ

ジェンダーニュース
第8号原稿募集

皆さまの地域での「慰安婦」問題の取り組み、ニュースへの注文、感想等なんでも結構です。原稿をお寄せください。

字数600字以内、
2012年3月15日締め切り。

会費・カンパ
納入のお願い

まだ、年会費1000円を納入されていない方がいらっしゃいます。忘れている方はどうぞよろしくお願ひします。新しい会員が続々増えています。

振込先: 郵貯銀行口座へ
加入者名: 「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール
口座番号: 0270-5-140303

第4回ゼミ 講演記録(2011年9月19日)

(開会のあいさつ 大森弁護士)

女性に対する差別、暴力の極地というものが慰安婦制度だ。その問題の根源になる社会的な意識や状況を私たちの社会のなかで問題が完全に払拭されているかどうか?いや、されていない。その背景にあるのが女性の貧困ではないか。慰安婦問題を議論すると必ずでてくることが、あれは公娼ではないか、認められていたことだから、いまさら議論することではないということ。公娼制度を放置してきた日本の歴史的な女性に対する見方はどういうものか。それが今の日本のなかで克服されているのかを女性史の観点から話していただく。

「女性の貧困と女性への暴力」高橋佳子弁護士

1 女性の貧困の現状

ワーキングプアという言葉が数年前に社会的な問題になった。貧困が国の大問題だということが認識された。大震災が起り、貧困がまた新たな局面を迎えるのではないかと思う。日本ではこれまで貧困率の調査をしてきたが、発表してこなかった。初めて2009年に発表した数字は非常に高い16%で、先進国の中では最下位だった。どうしてこのような状態になったのか。実態を見ると、母子家庭や高齢の単身者では、貧困率は50%を超えていた。高齢女性では80%、母子家庭では70%が200万以下の収入で暮らしている。そのような状況の中で本当に必要なのは、貧困である人たちに手当をして貧困率をさげるための税金の仕組みや社会保障である。税と社会保障の手当で貧困率を低くするのが政治だと思う。驚くべきことに、日本の場合は、税が課せられ、貧弱な社会保障の結果の富の再配分で、相対的貧困率(一般的な収入の平均の半分以下で生活している人の割合)が高くなっている。こんな国は他にない。国の政策との関連で貧困の問題をきっちり解明する必要がある。

最近では、生活保護の受給者が増えており、203万人(2011.5)で、過去最多の204万(1951)を超えようとしている。さらに、その影にいる生活保護以下で暮らしている人たちの問題で、その多くが母子家庭である。貧しい社会保障政策で、窓口に来た生活保護申請者に申請書自体を渡さないで追い返してしまう水際作戦というやり方で、生活保護を受けさせないという実態がある。貧困が社会的問題になる中で、日本弁護士連合会では「貧困対策本部」を立ち上げた。その活動の中で、弁護士が同行し受け付ける。これが生活保護の実態である。

女性の貧困は大きな問題で、ストレートに子どもの貧困につながる。最近「だれか食べ物をください」という本が出版されたが、こういう題名の本が出されるということが、本当に貧困をあらわしている。定時制の先生からお聞きしたが、生徒が自分の給食のパンや果物を残して、家にいる妹に持ち帰るという状態があるという。こういう話は数え上げたらきりがない。

2 女性の貧困の要因

女性の貧困の要因には、わが国の経済・社会構造のなかで歴史的に作り上げられてきた女性差別がある。男中心の社会で女性は補助的な仕事をしていればいいという固定的性別役割分担に基づいた様々な要因が絡み合って貧困という形に現れている。

(1) 雇用における低賃金の原因

① 解消されない賃金差別

私は芝信用金庫の女性差別も問題の弁護団だった。正規雇用の女性の賃金差別を争って大きな勝利をおさめた裁判だった。正規でも裁判をしなければ是正されないような賃金差別は今だに解消されず残っている。全体でも女性の賃金は男性の69.3%、正規同士でも72.1%。非正規では50%以下(2009年)である。

② 非正規雇用の問題

非正規雇用は働く女性の53.8%になっている。なぜこれほど増えたのか。1995年財界が「新日本型経営」として、正規雇用は一握りにして、その他は非正規にすることを打ち出し、その後あっという間にこれほど増えてしまった。

現実の職場を見てみると、育児休業法が制定され女性が働き続けられると期待したが、その後何年も経つのに、妊娠出産で約7割が退職している。退職後生活のために又就職をしている。新入社員として女性が増え、妊娠出産で退職、そして又就職というM型雇用は今でも変わりない。再就職の時は、100%に近くパート、派遣、契約社員など非正規雇用しかないという現実である。しかも男性の半分の賃金で。これはあまりにもひどいということで、3年前にパート労働法に均等待遇義務規定を入れた。同じ仕事をし、重要な仕事をし、重要な立場にたち、転勤もする。そういう人には均等の賃金にすべきというもの。しかし、パートで働いている人の中にそのような人はいるのか。当時国会でも対象者は5%ぐらいしかいないのではと議論されたが、実態は1%もない。法律的にも低賃金もまま、なんら改善されないでいる。

非正規のもうひとつの大きな問題は有期雇用契約である。昔はパートといつても期間を定めないものが結構あったが、今は100%近く有期である。それでも1年というのもあったが、今は6ヶ月、3ヶ月と期間が短くなっている。職場で気にいってもらえないければ、首を切られる。残業代を払ってもらえないなどの違法な状態があってもそういうことを問題にできない。ましてや、自分の賃金をあげろなどとは言えない。男性も含めて、有期の問題を改善しなければ、非正規の人は何も言えない使い捨ての身分におかれる。今ようやく政府も有期の問題を検討し始めているが、財界の大きな抵抗があり、規制をする方向にいかない。

弁護士会では、外国にあるように、必要な時だけ有期で雇えるという入口規制があるべきだし、合理的な理由がない限り、雇い止めはしないという出口規制も必要だと意見をあげているが、そういう形の法律がすぐできると期待はできない。大きな運動がないとその方向にすすんでいかない。

(2) 税制度

税制度、社会保障、社会保険など、女性のパートの低賃金となっている仕組みを見なければならない。

パートというのは、1970年代に、主婦がちょっと働くという形で始まった。それは女性が夫の収入で生活をし、少し生活に余裕がもてるようになると補助的に短時間、非常に低い賃金で働く、働く方である。企業にとっては非常に使い勝手がいいから、大量に増えていった。

パートは安く簡単にやめさせられることだけでなく、税金や社会保険の仕組みなどとあいまって、低賃金でしか働けないようにさせられた。企業が安くパートを雇うだけではなく、国家的につくられたパートの低賃金である。パートの女性が年収103万以上になると、夫が配偶者控除を受けられなくなり、夫の賃金が下がってしまう。130万未満だと、夫の被扶養者で、保険料の負担なしに基礎年金の受給権があるが、超えると、自ら健康保険と年金に加入しなければならない。もっと働きたいと思ってもかえって家計の収入が下がるというので、低賃金のままで働くなければならない。このようにして主婦パートが増え、気がつけば女性労働者の半分以上はパート、その他の非正規になってしまった。パートの低賃金が日本全体の非正規の低賃金の土台を作ってしまった。低賃金の問題は、個別のこととして捉えていては解決できず、構造のことから考えいかなければならない。

(3) 母子家庭の問題（2006年全国母子世帯等調査）

貧困が4大離婚原因（性格の不一致、夫の暴力、夫の異性関係）のひとつになっている。離婚をするとさらに生活が大変になり貧困化していく仕組みになっている。母子家庭では7~8割が生活保護以下の生活をしているのではないか。母子家庭の84%が就労しており、平均年収は213万円。就労収入は常用雇用で257万。パート・臨時で113万。子どものいる世帯の平均収入の29.7%。ダブルワーク、トリプルワークをしている。最近の相談ではトリプルワークでも足りず、早朝新聞配達を始め、子どものために、子どもと顔をあわせることもなく働いているという人もいる。

離婚では養育費の問題が大きな影をおとしている。養育費の水準は低く一人当たり1、2万円。そのうち養育費の取り決めは、協議離婚は31.2%で、調停で77.7%だ。さらに取り決めた養育費が支払われているのは19%しかない。続けて支払われるのは心もとない現状。取り決められるのも少なくて、金額も少なくて、そのうえ実際には支払われない現実の中で大変な思いをしている。離婚するには子どもの親権を決めるだけで離婚できる。その際に養育費を取り決めなければ離婚が成立しないという制度にしたらどうか。養育費の取立ての制度を法的に強める必要がある。スエーデンでは、養育費が支払われない場合は、国が立替払いをする制度がある。弁護士会では、このような制度を作るべきと意見をあげている。

(4) 見えにくい女性の貧困

単身女性、女性高齢者の貧困は見えにくい。女性の貧困と労働問題はなかなか社会問題にならない背景は何か。女性が

働くのは補助的なのだということで、光をあてることからはずされている。非正規のワーキングプアの問題が社会問題になったが、それは男性の若者が中心だった。リーマンショックで派遣で働いていた人たちが宿舎を追われ、ネットカフェや路頭に迷った。社会問題になったのは、それはそれで非常によかったです、男が絡んでいた問題だから、あれほど大きな社会問題になったのだと思わざるをえない。女子保護規定撤廃の時も、これは男の問題、全労働者の問題なのだとずいぶん声を上げたが、残念ながら社会全体がとりあげた問題にならなかった。女性の働き方については社会問題化されにくいという根底に、やはり根本的女性差別がひそんでいると今更ながら感じる。

3 女性の貧困と暴力

女性への暴力は貧困と密接に結びついている。

(1) 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」

（国連総会2004年）宣言では、「男性が女性を支配し及び差別し、女性の完全な発展を妨げる結果となった男女間の不平等な力関係を歴史的に明らかにする」「貧困な女性、女児、高齢女性など、いくつかの女性集団が特に暴力をうけやすいことを憂慮し」と指摘されている。

(2) 貧困の下でのDV

DVの実態は深刻だが、貧困の下でDVが起こりやすい。DVの要因が貧困だけではないが、これは否定できない事実だ。DVから抜け出そうとしても、先ほど述べたような雇用、社会保障の下では、さらに貧困に陥らざるをえないという繰り返しになってしまう。また、貧困の下で、母親自身が子供への虐待の加害者になることも見ておかなければならぬ。

(3) 売春という暴力

日本の場合、ソープランドなど次々と新しい形の風俗営業において公然と売春が行われ、女性が商品として扱われている。夫のDVから逃れて行き場がなくなってしまった売春。DVの暴力から始まり、また最後に売春という暴力をうけなければならない。貧困につけてむ風俗ビジネス。特に外国人の人身売買という形の売春もより深刻になっている。貧困からの売春は今も変わらない。売春が個人の尊厳を害するものなのに、その強制は女性に対する暴力という認識が希薄である。

「慰安婦」は女性に対する暴力の最も痛ましい形である。その多くの女性は貧困であったと思うが、国の名の下にいつも簡単にだましてひどい実態に引き釣り込んだ。この背景に貧困があったことを見なければならない。

4 女性の貧困・女性への暴力解消にむけて

あらゆる場面での女性差別、固定的役割分担意識の解消が必要。当面、パート法の均等待遇実現、有期契約の規制を法的に改善したい。日本が批准すらできないパート条約（同じ労働には同等の賃金を）の批准を求めていきたい。生活保護等の社会保障制度の充実。DVや売春に対する法規制、救済制度をきちっとしていく。「慰安婦」の問題も暴力という点を中心にして取り組んでいきたい。

「慰安婦」問題の歴史的背景 鈴木裕子さん

はじめに「慰安婦」問題解決問題と私

私が「慰安婦」問題に関心を持ったのは1970年代にでた二つの本、日本人ライターの千田夏光さんの「従軍慰安婦」と在日朝鮮人作家・金一勉さんの『天皇制国家と朝鮮人従軍慰安婦』を読み、大変衝撃を受けたこと。当時アジアの女性たちの問題を勉強していた。また出身校には語学教育研究所があり、そこで朝鮮語をちょっとかじったりした。朝鮮の留学生たちともつきあい、朝鮮総連から借りた映画の上映もした。大学院生時代の1976年、まだ朴正熙軍事政権下の戒厳令の下の韓国でフィールドワークをした。1894年に起きた広範な農民の、腐敗した王政と、侵略と霸権を競っていた日本、清国、ロシアへの農民たちの抵抗闘争である甲午農民戦争があり、その跡地めぐりをした。その頃、「怪しい者がいたら通告せよ」という内容の立て看板が辻に立てられ、私たちは怪しい者と見られたのか、早速刑事が旅館まで来たことがあった。それ以来、1990年3月まで韓国に行かなかった。90年に訪韓したのは、「ハンギョレ新聞」に梨花女子大の英文科教授であった尹貞玉先生が「挺身隊取材記」を発表し、手掛かりを求めて先生に会いに行った。

翌90年金学順さんが名乗りでた。その3年くらい前から「慰安婦」問題を何とか争点化できないかと、友人の角田由紀子弁護士に相談した。彼女は、1、被害者のカミングアウト、2、時効の壁、3、国家無答責の問題があると言った。その後、1点目はクリアできたが、2、3点目が問題だ。40いくつある戦後賠償訴訟はこの第2、第3点で負けている。ごく少数の判決で「無答責」の壁にわずかに穴を穿った。

日本は「人権後進国」であり、戦前の体制と切れていない。絶対性天皇制国家から敗戦後、象徴天皇制国家へと衣替えをしたが、基本的には何一つ戦前・戦中の罪が裁かれずにきている。

1992年「グループ・性と天皇制を考える」という会をつくった。1991年には韓国の新聞ハンギョレの記事をきっかけに韓国の女性運動家たちが活動を始め、「慰安婦」問題をきっちり伝えようという動きがあり、挺身隊研究会（現・挺身隊研究所）が発足し、11月には挺身隊問題対策協議会が結成。前年の90年12月には尹貞玉先生も東京にいらして講演されたが、二つ特に心に残った。韓国社会でもこの問題を言うと男性たちが、「この世も末だ」と言ったということ。「慰安婦」の存在が歴史のなかで、きっちり整理され、歴史記述のなかで主流を占めることということである。（参考：尹貞玉著、鈴木裕子編・解説「平和を希求して—「慰安婦」被害者の尊厳回復へのあゆみ」白澤社発行2003年）。この20年の歩みのなかで、先生の強調された2点目は、ほぼ達成されたのではないかと思う。

尹貞玉先生の講演は、日本の女性に多くの感銘を与え、日韓の連帯の契機になった。

1 日本軍性奴隸制問題の3つの側面

①「慰安婦」は天皇の軍隊の組織的犯罪（国家犯罪）である。天皇制国家は天皇を大家父長とする家族主義国家。「慰安婦」

問題の根っこにあるのは天皇制とセクシャリティ

- ② 慰安婦にされた女性たちの8割以上が日本人でなくアジアの女性たちだ。民族差別だ。
- ③ 性差別（女性への性暴力の極致）
- ④ 民族をこえた階級差別（韓国等のアジア地域、日本とともに貧困が根底にある）

2 「日本軍性奴隸制度」と「公娼制度」～二つの奴隸制度

「公」という文字の使い方が問題。私企業の加害なのに「公害」国に使えるのが「奉公」。全滅を「玉碎」敗戦を「終戦」言葉は階級性とジェンダーの視点から見直すべきと考える。

①「公娼制度」とは

「公娼制度」とは「國家公認・保護の奴隸売買兼高利貸し業」と山川菊栄が述べている。娼妓というのは前借金に縛られる「籠の鳥」で人身を拘束される「性奴隸」である。前借金がある間は外出できない。紡績女工さんたちもそうだ。

私が生まれた近くに東京モスリン紡織亀戸工場があった。1926年女工の外出自由を求めてストライキを起こした。以前大阪の旧飛田遊郭を見たことがあったが、周囲を高い壁でぐるりと囲い、「大門」からのみ出入りできる。そこには鬼の検番が監視して逃げるのは困難だった。まさに「借金奴隸」だった。

公娼制度の下では、性や性の道徳に対するダブルスタンダードがある（男女道徳基準の差）。男性には「買春」を奨励、女性には「貞操」を強要している。「貞操とは男子の女子に対する独占の希望から発した、女子の個性萎靡、本能抑圧の要求でありその拘束に冠した美名である」（山川菊栄「現代生活と売春婦」1916年）。ちなみに女性に対して厳しい「姦通罪」は敗戦後の「刑法改正」でなくなったが、法の現場では今も生きている。

性のダブルスタンダードは女性の中にも持ち込まれる。「生殖のための性」と「男性を快楽させる性」。女性の性の二分化である。前者=妻・母には他の男性を交わることを拒絶し「貞操」を強要する。後者には「生殖の自由」が認められない。もし子どもを産んだ場合は、その子は「私生児」として社会的指弾をうける。悪いのは男性だが、そこに指弾はいかず、いわゆる「正妻」は「おめかけさん」を憎むような構図で、女性同士を反目させて「男性支配」を貫徹させる。女性は両者共に、「生と性の自由」はない。

⑤ 娼制度を成立させた性的風土（セクシュアリティ）

「公娼制度」は女性を「私有視」「玩弄物視」する習慣を制度化したもの。さらに女性に対するセクシャルハラスメント、DVなど、女性への暴力などを許容する女性観・女性蔑視の風潮・土壤の上に成り立っている。「道徳は、婦人を独立の人間としてではなく、男子の独占的私有物としての資格の上に、その価値を認めている。だからその独占的私有物としての資格にキズがつけば、人間としての価値が失われる」

「男子にとって婦人は同等の価値ある動物ではない。冒すべからざる人格をもつものではない。現に公娼制度の如く、一定の条件のもとにおいては、国家権力の保護のもとに『暴行』を加えることが許されるほど、無価値な動物である。そして

紳士も学生も政治家も、学者も、合法的に婦人の人格を蹂躪し、その『貞操』を奪うこの特権を、依然として行使しているのである「日本では日常茶飯事となっている婦人同乗客に対する『悪戯』や、婦人通行者に対する侮辱的嘲弄的な言辞は、いわゆる『暴行』と共に性質を持っている」(山川菊栄「性的犯罪とその責任」1928年)。早くも女性に対する性暴力という考え方方がここにでている。この山川さん的な性暴力への理解が、もっと女性運動に反映されていたならば、日本軍性奴隸制度は許されなかっただろう。つまり女性は分断されていた。女性たち自身が自分の人権を侵されているという自覚が足りないというか、そういう自覚をすることが妨げられていた。

⑥ 近代公娼制度は「遊郭制度」を再編成

「遊郭制度」は江戸時代諸国にだいたい一つ遊郭を許した。その制度を近代公娼制度は再編成した。前述のように1872年マリアルース号(ペルー国船)による清国の労働者(苦力ケーリー)の命がけの事件があった。奴隸的労働に従事させられていた苦力たちが、横浜港に着いた時、海に飛び込み、イギリス軍艦に訴えに行った。当時の神奈川県令大江卓が奴隸売買事件として裁判し、労働者釈放、本国送還を決定した。それに対してペルー国は、日本にも人身売買があるではないかと娼妓たちの人身売買を問題にした。当時の日本の国家は欧米に対して、追いつき追い越せで、近代的国家として体裁を作る必要があった。とりあえず「人身売買禁止の布告」(別名「芸娼妓解放令」ないし牛馬きりほどき令)をだしたが、もとより娼妓らの「解放」など為政者の念頭になかった。その証拠にすぐ「貸座敷取締規則」や「娼妓取締規則」を設け、「娼妓」は「自由意志」で「楼主」から座敷を借りて、「営業」として許認可制度を設置した。つまり言葉を言い換えただけだった。それと同じことを、敗戦後、日本の支配層は、占領軍「慰安所」をつくり、日本女性を今度は「慰安婦」とした。

話は戻るが、政府は「公娼」と「私娼」を二分法で分断した。「奴隸売買営業兼高利業」の保護対象である「貸座敷業者」のもとに隸属する「公娼」には鑑札を支給(業者も同様)。その見返りとして税金(賦金)を国家は取る。「無鑑札」の場合は「私娼」として「密売淫」として取り締まりの対象とした。ちなみに「賦金」は初期においては、自由民権運動などの弾圧費に回った。

近代公娼制度の特徴は「強制検査制度」(性病チェック)を導入したことだ。この制度が導入され、遊郭の娼妓がそれを嫌い、自殺したこともあった。女性にとって非常に屈辱のことだった。それを海外の性奴隸とされた女性に対しても行った。「売春女性」や「慰安婦」に対する「強制検査制度」は彼女たちの「健康保持」だという説をいう人たちもいるが、とんでもない、軍隊内の性病防止、軍隊保護のためにあった。実際の「慰安所」にはたいていが若い女性が連れてこられる。特に朝鮮の女性が狙われた大きな理由一つは、儒教倫理で貞操道徳に縛られていて、男性体験がない、兵士たちに性病をうつす恐れがなかったからだ。

実際は国内の公娼制度の下で性病にかかった男性たちが女性たちに性病をうつした。娼妓もそうだが、「慰安婦」にさ

せられるということは、ある種の国家による強姦システムだと思う。強姦被害者である彼女たちの人間としての尊厳を打ち砕き、しかも彼女たちに心の傷を与え、社会的烙印、制裁を与えた。

「強制検査という、婦人、否な全人類の人間性に対する最大の侮辱、最大の人権蹂躪が伴い、かつ国家権力をもってこれらいっさいのことが保護されている」「私は人権擁護の見地から絶対にこれを反対せざるをえない。公衆衛生の見地からこれが必要を信ずるものは、進んで男子にも強制検査を行うことを主張せねばならぬ」(山川菊栄「『婦人の特殊要求』について」1925年)と山川さんはとつとに指摘している。

1995年自由主義史観研究会ができ、「慰安婦」は公娼であり、「売春婦だ、従って彼女たちに賠償などとんでもないと」それこそとんでもないことをいい始めた。翌年、「日本を守る国民会議」(現在の日本会議)という草の根右翼組織が「慰安婦」イコール「売春婦」だというキャンペーンを強烈に始めた。同時に夫婦別姓反対のキャラバン隊を組んで全国行脚した。その右翼的言説については『戦争責任とジェンダー』(鈴木裕子著、未来社、1997年)を参照してほしい。それまで「慰安婦」のことが新聞にのらない日がないくらいだったが、1995年のアジア女性基金の問題で運動が二分し、それ以降、マスコミもとりあげることが及び腰になった。それまで被害者とその支援者の運動がまとまって起こされていたので、右翼的な人たちの言説が抑えられていたが、国民基金がでてからは、要するにそれによって、運動が分裂されてからは、右翼的な活動が前面にぐっとでてきた。

しかし、同時に、国連人権委員会を主にして92年、韓国の挺身隊問題対策協議会が提訴以降、93年ウイーン会議でウイーン宣言が採択され、「慰安婦」は性奴隸制であるとされた。94年インドネシアでの会議、95年北京の世界女性会議でもとりあげられた。同時に人権委員会の「女性への暴力特別報告者」のクマラスワミ氏が予備報告書をだし、そのなかで、

「慰安婦」問題というのは、この種の戦地・占領地における性的暴力問題のひとつの基本的原型をなすので、それを公的・法的に解決することによってこの種の犯罪を防止する枠組みを創ることが出来るとした。

96年に同氏の本報告書が提出された。さらに98年には国連人権小委員会(国連差別防止・少数者保護小委員会)でマクドゥガル報告書をだされ、「慰安所」というのはレーベンセンターそのものだと指摘し、あわせてクマラスワミ報告も謳った責任者処罰問題を明確化した。2000年12月には東京九段会館(旧軍人会館)で「日本軍性奴隸制を裁く女性国際戦犯法廷」が開かれ、初めて天皇の有罪、国家の犯罪であること、国家がきちんと法的責任を持つということが世界の法律専門家たちによって認定された。

このように見てくると、日本軍「慰安所」制度を許したのは、私たち女性が、女性の人権がないがしろにされている、公娼制度がその象徴だが、それを許してきたところにある。従って、日本軍性奴隸制というのは外の問題ではなく、私たち日本の女性の問題もある。